

契約方法に関する定め

東南部農業共済組合経理規則（抜粋）

（物品の購入及び役務の提供）

第88条 一件当たりの取引価格が250万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。

2 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約により行うものとする。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。